

第5章 東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画

第1節 総 則

第1項 計画の目的

大規模地震対策特別措置法は、大規模地震の発生前の事前措置を行って、地震等自然災害を防止軽減することを目的に、昭和53年6月15日制定され、同法に基づき、東海地域を中心に1都7県263市町村が、平成14年4月24日に地震防災対策強化地域に指定された。

三重県は、東海地震を想定した地震防災対策強化地域には指定されていないが、強化地域の周辺県に位置するとともに、局部的な被害発生が憂慮される。また、東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念される。

市民の生命身体及び財産を地震による災害から保護することを目的として、「東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画」を策定する。

第2項 計画の基本方針

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、市及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 この計画は、東海地震の発生が予知されてから、地震発生までの緊急対策を中心に作成する。
- 3 地震発生後の災害対策は「第4章災害応急対策計画」により対処する。
- 4 市及び防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、東海地震注意情報の発表又は予知情報（警戒宣言）発令に伴う緊急応急対策に万全を期する。
- 5 平成29年11月から、国による東海地震に限定した予知情報等の発表が行われなくなったが、大規模地震対策特別措置法は存続するため、本計画については、関連法の他、上位計画である国の防災基本計画及び三重県地域防災計画の修正状況に応じて変更するものとする。

第2節 組織計画

第1項 計画の主旨

東海地震注意情報が発表された時又は予知情報（警戒宣言）が発せられた時は、地震等自然災害の発生を未然に防御するための活動体制を整備する。

第2項 対策（危機管理班）

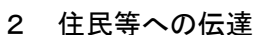
1 組織計画

組織計画は、第1部第3章[第2節第3項](#)の防災組織による。

第1項 計画の主旨

第2項 対策（危機管理班，総務管理部）

地震予知情報等に関する情報は、次の系統により伝達する。



ただし、東海地震注意情報の市から地域住民への伝達については、報道機関の報道開始から行うように努める。

大規模地震の地震災害警戒宣言及び国民に対する呼び掛け（例文）

市民に対する呼び掛け（広報例文）

警戒宣言発令時

「市民のみなさん、こちらは鈴鹿市長です。ただ今（先程）内閣総理大臣から東海地震についての警戒宣言が発令されました。テレビやラジオの報道に十分注意してください。身の回りの安全、火の始末、非常持出品などを確かめてください。あわてないで、冷静に行動してください。」

第4節 広報計画

第1項 計画の主旨

東海地震注意情報の発表及び予知情報（警戒宣言）の発令等に伴う混乱を未然に防止するとともに、これらの正確な情報を住民に周知徹底するため、市及び各防災関係機関は、東海地震予知情報等に関する広報計画を作成しておく。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 広報内容

本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ情報広報実施要領に定め、住民生活に密接な関係のある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。広報事項の主なものは次のとおりである。

- (1) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意の喚起
- (2) 地震情報等
- (3) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (4) 民心安定のための住民に対する呼びかけ
- (5) 避難及び避難所の状況
- (6) ボランティア活動に対応するための情報

2 広報手段

地域住民への広報は、報道機関の協力を得て行うとともに、~~CATV、コミュニティFM、エリアメール、広報車等の手段を用いる。~~防災行政無線、テレビ、コミュニティFM、新聞、広報車、インターネットを利用したホームページ、電子メールや、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ等のあらゆる広報手段を活用して迅速かつ適切な広報を行う。

また、広報の際には、災害時要援護者や日本語を理解できない外国人等に対し、多言語表示等の広報手段を活用するよう努める。

3 報道機関の広報

(1) 東海地震に係るNHKの放送

- ア 東海地震注意情報のニュースは、中央からテレビ・ラジオを通じて同一の内容で全国放送される。（約2時間）
- イ 警戒宣言発令ニュースは、内閣府から中継車で全国放送される。（約10分）
- ウ 警戒宣言発令に関するローカルニュースは、各放送局から放送される。（約20分）
- エ 警戒宣言に関するニュースは、発令後30分間隔で全国ニュース（約10分）、

ローカルニュース（約20分）として、発災（又は解除）まで繰り返し放送される。

第5節 避難計画

第1項 計画の主旨

警戒宣言が発せられた場合、市は地震発生後の火災等の災害から避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置に努めるとともに、児童・生徒等の安全対策を定めておく。

第2項 市等が実施する対策

避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努める。

1 市の対策（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、消防対策部）

- (1) 市は、あらかじめ住民等に対して、警戒宣言発令時にとるべき安全確保について、周知徹底を図る。
- (2) 市は、自治会等を単位として、在宅老人、障がい者等の災害時要援護者の避難に当たって、介護を必要とする者の人数、有無等の把握に努め、発災後の避難に備えておく。
- (3) がけ地崩壊危険地域等の危険地域において、住民等が避難する場合、市は、避難誘導、避難路の確保に努め、混乱が生じ、秩序が乱れるのを未然に防ぐ。
- (4) 児童・生徒の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 児童・生徒が在校中に東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、授業・課外活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - イ 児童・生徒が登下校中に東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童・生徒が在宅中に東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、自宅待機として、児童・生徒は登校させない。
- (5) 学校等においては、(4)の原則を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に即して具体的な対応方法を定めておく。
- (6) 東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童・生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。
- (7) 市の施設、設備について、日頃から安全点検を行い東海地震注意情報発表時には災害の発生を防止するため必要な措置をとる。

2 警察の対応

- (1) 警察は、市が行う避難対策に協力し、避難~~勧告~~指示等の伝達、避難誘導、避難路

の交通規制等必要な措置を講ずる。

- (2) 避難に伴う混乱等危険な事態が発生すると認められるときはこれらを防止するため、必要な措置を講ずる。

第6節 消防活動に関する計画

第1項 計画の主旨

警戒宣言が発せられた場合，市は防災計画に基づき，出火の防止に関する活動を行う。

第2項 対策（消防対策部）

- 1 消防職員の非常招集を行うとともに消防車両の積載器具を点検，増強し，警備体制の強化を図る。
- 2 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- 3 正確な情報の収集及び伝達する。
- 4 災害危険地域に事前に消防隊を警戒出動させ，火災の未然防止に努める。
- 5 火災発生の防止，初期消火の予防広報を行う。
- 6 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。

第7節 警備対策計画

第1項 計画の主旨

市は、鈴鹿警察署に協力し、市民の生命、身体及び財産の保護に努める。

警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、混乱の防止、交通の確保、犯罪の予防等の警備計画を推進する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、早急に警戒体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに情報の収集に努め、警備活動を開始する。

第2項 警察が実施する対策

1 警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

(1) 災害警備本部の設置

警察署に署長を長とする東海地震注意情報の発表に伴う「警察署災害警備本部」を設置する。

(2) 警備部隊の編成

警察署員をもって所要の部隊を編成する。

2 警戒警備活動重点

(1) 情報の収集・伝達

各種情報の収集・伝達については、管轄区域内の諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、関係機関相互間等の情報の報告・連絡を的確に行う。

(2) 住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱の発生を防止し、地震防災応急対策に係る措置を迅速かつ的確に行う。

(3) 社会秩序の維持

警戒宣言に伴う混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りを行い、社会秩序の維持に当たる。

(4) 交通対策

交通対策は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送を確保する。

(5) 警察施設等の点検及び整備

警察施設の点検及び整備に当たっては、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等について被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図る。

第8節 ライフライン施設応急対策計画

第1項 計画の主旨

警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信の確保等の対策を図るとともに、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市及び各防災関係機関は必要な措置をとる。

第2項 市が実施する対策

1 飲料水の確保

市及び市民は、地震発生後における飲料水を確保するため次の事項に留意する。

(1) 市（上下水道対策部）

- ア 住民に対して、貯水の励行を呼びかける。
- イ 応急給水計画に基づき、応急給水活動の準備を行う。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し、防災措置を行う。
- エ 応急復旧体制の準備をする。

(2) 市民

- ア 飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。場合によっては、浴槽に水を貯める。

2 電気の供給（電気事業者）

警戒宣言が発せられた場合、電気事業者は地震警戒本部を設置し、要員・資機材等の確保を行う。

3 ガスの供給（ガス事業者）

- (1) ガスの供給は継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を行う。

4 通信の確保（通信事業者）

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、一般通話の激増に伴う回線混雑から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般加入電話等の通話について制限する等の措置を講ずる。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

- (1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常緊急通信を優先して接続する。このため必要に応じ一般通話を制限する。
なお、この場合においても、公衆電話からの通話は確保する。
- (2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資材、要員を準備する。

第9節 交通対策計画

第1項 計画の主旨

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会及び道路管理者は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう、交通の確保を図る。

また、公共輸送機関は、警戒宣言が発せられた場合、各機関の定める計画により、安全の確保を図りつつ、運行の確保に努める。

第2項 防災関係機関が実施する対策

1 警戒宣言発令時における公共輸送機関の対策

(1) 鉄道事業者

旅客のうち、病人等緊急の救護を要する旅客は、直営医療機関又は駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立しておく。

また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対し応急措置が可能な体制を整えておく。

(2) 路線バス（三重交通株式会社）

警戒宣言が発せられた場合のバスの運行については、次のとおりとする。

ア 直ちに停止、乗客の安全確保（避難）し、現状報告を無線、有線の通信手段にて営業所、関係機関と連絡を取り、運行の停止・継続を実施する。

イ 山崩れ、落石、老朽橋りょう等危険な箇所が存在する路線の運行については休止又は制限することもある。

ウ 家屋が密集し、しかも狭隘路の場所については、その場所を避け、迂回する場合もある。

エ 警察、中日本高速道路株式会社、市の講ずる措置並びに指示に従い、運行する。

オ 乗客が集中する場合は、その都度追加車両を運行する。

第10節 食料・生活必需品確保計画

警戒宣言が発せられた場合，市及び防災関係機関は，発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため，食料，生活必需品の確保を図り，民生活動の安定に努める。（総務管理部，産業物資対策部）

資料編3－2 備蓄資材